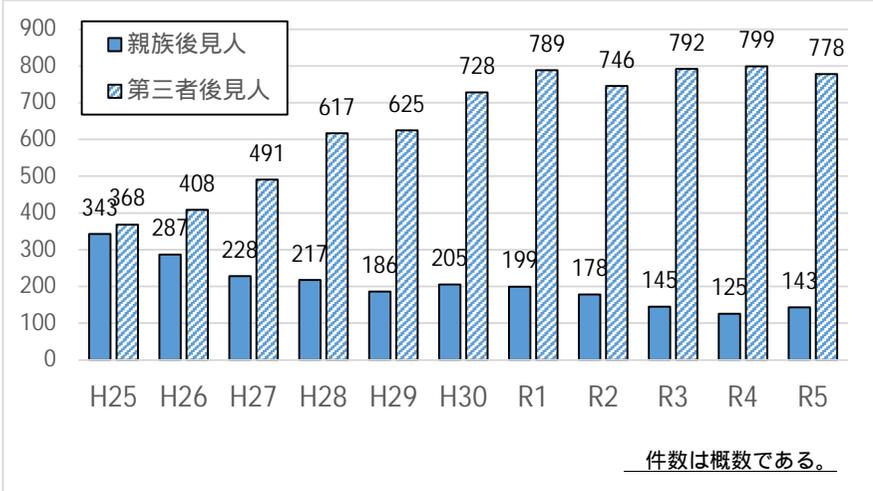
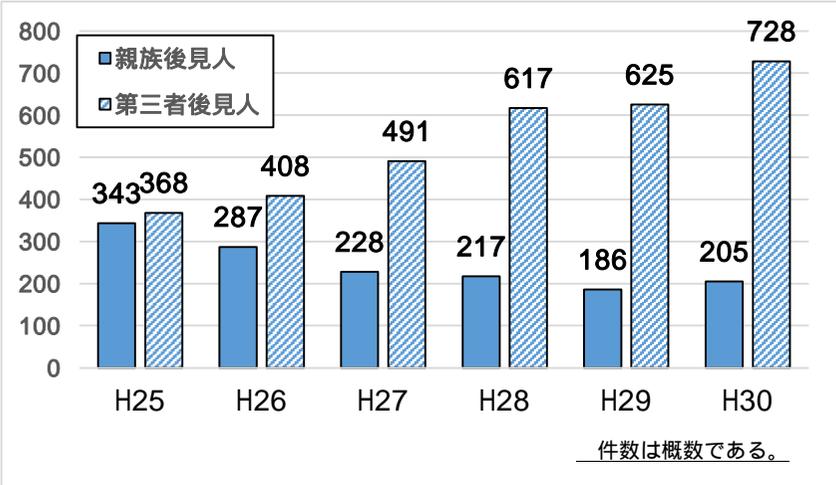


成年後見制度法人後見業務マニュアル（令和8年1月一部改訂） 新旧対照表（主な変更箇所のみを記載）

頁	新	旧																								
P1	成年後見制度の概要	成年後見制度の概要																								
P2	1 (略)	1 (略)																								
P5	2 法定後見制度の概要 (略)	2 法定後見制度の概要 (略)																								
P6	3) 「民法第13条第1項各号」が定める行為 ~ (略)	3) 「民法第13条第1項各号」が定める行為 ~ (略)																								
P6	<p>3 任意後見制度の概要</p> <p>任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を結んでおくというものです。</p> <p>本人の判断能力が低下したのちに、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」(通常は弁護士などの専門職や法律・福祉等にかかわる法人が就任)の監督のもと、本人を代理することにより、本人の意思にしたがった適切な支援・保護をすることが可能になります。</p> <p>代理人は、親族、専門職、知人等のだれでもなることができ、契約内容(代理権の範囲)も自由に決めることができます。但し、契約は「公正証書」によって締結する必要があり、その契約の効力を生じさせるためには、任意後見監督人選任の申立てを家庭裁判所へ行い、任意後見監督人が選任される必要があります。</p> <p>なお、任意後見人は、成年後見人等とは異なり、同意権、取消権はありません。</p> <p>➤任意後見契約についての問い合わせ先</p> <table border="1" data-bbox="215 1249 1140 1495"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>電話番号</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長岡公証人合同役場</td> <td>(0258)86-6925</td> <td>〒940-0053 長岡市長町1丁目甲 1672-1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	電話番号	所在地	(略)			長岡公証人合同役場	(0258)86-6925	〒940-0053 長岡市長町1丁目甲 1672-1	(略)			<p>3 任意後見制度の概要</p> <p>任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を結んでおくというものです。</p> <p>本人の判断能力が低下したのちに、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」(通常は弁護士などの専門職や法律・福祉等にかかわる法人が就任)の監督のもと、本人を代理することにより、本人の意思にしたがった適切な支援・保護をすることが可能になります。</p> <p>代理人は、親族、専門職、知人等のだれでもなることができ、契約内容(代理権の範囲)も自由に決めることができます。但し、契約は「公正証書」による必要があり、その契約の効力を生じさせるためには、任意後見監督人選任の申立てを家庭裁判所へ行い、任意後見監督人が選任される必要があります。</p> <p>は、民法改正により、2020年4月1日から施行</p> <p>なお、任意後見人は、成年後見人等とは異なり、同意権、取消権はありません。</p> <p>➤任意後見契約についての問い合わせ先</p> <table border="1" data-bbox="1211 1249 2136 1495"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>電話番号</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長岡公証人合同役場</td> <td>(0258)33-5435</td> <td>〒940-0053 長岡市長町1丁目甲 1672-1 <u>コーポ</u> 長町1階</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	電話番号	所在地	(略)			長岡公証人合同役場	(0258)33-5435	〒940-0053 長岡市長町1丁目甲 1672-1 <u>コーポ</u> 長町1階	(略)		
機関名	電話番号	所在地																								
(略)																										
長岡公証人合同役場	(0258)86-6925	〒940-0053 長岡市長町1丁目甲 1672-1																								
(略)																										
機関名	電話番号	所在地																								
(略)																										
長岡公証人合同役場	(0258)33-5435	〒940-0053 長岡市長町1丁目甲 1672-1 <u>コーポ</u> 長町1階																								
(略)																										

頁	新	旧
P7	<p>4・5（略）</p> <p>6 成年後見制度の利用の促進について</p> <p>地域共生社会の実現に資すること及び成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月13日に施行され、また「成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「基本計画」という。）が平成29年3月24日に閣議決定されました。これにより、国、地方公共団体、関係機関が連携して成年後見制度を利用し又は利用する者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制の整備に向けて取り組むこととなりました。</p> <p><u>第一期基本計画（平成29年度から令和3年度）では、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下、「地域連携ネットワーク」という。）づくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などが進められました。他方で、後見人等が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があるなどの指摘や団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を迎えて、認知症高齢者が増加するなど（いわゆる2025年問題）、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大する見込みであり、こうした状況に適切に対応する必要があるということで、令和4年度から令和8年度までを対象期間とする第二期基本計画を定め、更なる施策の推進を図ることとなりました。</u></p> <p><u>第二期基本計画では、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」をテーマに、成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方として、「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」、「尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等」、「司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり」が掲げられ、成年後見制度の利用促進に関わる関係者による取組や検討が進められています。</u></p>	<p>4・5（略）</p> <p>6 成年後見制度の利用の促進について</p> <p>地域共生社会の実現に資すること及び成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月13日に施行され、また「成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「基本計画」という。）が平成29年3月24日に閣議決定されました（<u>計画期間は平成29年度から5年間</u>）。これにより、国、地方公共団体、関係機関が連携して成年後見制度を利用し又は利用する者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制の整備に向けて取り組むこととなりました。</p> <p>国においては、基本計画に基づき各施策の段階的・計画的な推進が図られます（<u>主なポイントは以下のとおり</u>）。</p> <p>また、市町村においては、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。</p> <p>基本的な考え方</p> <p>（1）ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわ</p>

頁	新	旧
P9	<p style="text-align: center;">成年後見制度と日常生活自立支援事業</p> <p>1 成年後見制度の現状</p> <p>(1) 成年後見制度を取り巻く状況</p> <p>最高裁判所が公表している「成年後見関係事件の概況」によると、全国の家裁裁判所への成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立は、制度施行直後（平成12年4月～平成13年3月）に9,007件であったものが令和6年（1月～12月）には41,841件と増加しており、新潟家庭裁判所管内においても平成20年（1月～12月）に498</p>	<p style="text-align: center;">成年後見制度と日常生活自立支援事業</p> <p>1 成年後見制度の現状</p> <p>(1) 成年後見制度を取り巻く状況</p> <p>最高裁判所が公表している「成年後見関係事件の概況」によると、全国の家裁裁判所への成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立は、制度施行直後（平成12年4月～平成13年3月）に9,007件であったものが令和元年（平成31年1月～令和元年12月）には35,959件と増加しており、新潟家庭裁判所管内においても平成20年（1</p>

頁	新	旧
P10	<p>件であった申立件数は令和5年(1月～12月)には929件へと増加しており、制度の利用は着実に広がっています。</p> <p>(略)</p> <p>平成25年には県内で初めて第三者後見人の選任数が親族後見人の選任数を上回り、第三者後見人就任に対するニーズは高止まっています。(資料1参照)</p> <p>【資料1】新潟家庭裁判所管内における成年後見人等と本人との関係別推移</p>  <p>新潟家庭裁判所の数値の出所:「成年後見制度に関する実態調査結果」(新潟県社協)</p> <p>(2) 社協等社会福祉法人による法人後見の必要性</p> <p>(略)</p> <p>一方、社協には成年後見制度の中核機関等の整備・運営が期待される場合も多いことから、社協以外の法人後見の担い手の確保も必要とされています。特に、社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得者の高齢者・障害者に対して自ら成年後見等を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待されています。ただし、本人が入所している施設を運営する法人による後見は、本人と利益相反のおそれがあるため認められないとの立法担当官の指摘には十分に留意する必要があります(小林昭彦ほか『新</p>	<p>月～12月)に498件であった申立件数は平成30年(1月～12月)には909件へと増加しており、制度の利用は着実に広がっています。</p> <p>(略)</p> <p>平成25年には県内で初めて第三者後見人の選任数が親族後見人の選任数を上回り、第三者後見人就任に対するニーズは高まり続けています。</p> <p>【資料3】新潟家庭裁判所管内における成年後見人等と本人との関係別推移(過去6年)</p>  <p>新潟家庭裁判所の数値の出所:「成年後見制度に関する実態調査結果」(新潟県社協)</p> <p>(2) 社協等社会福祉法人による法人後見の必要性</p> <p>(略)</p> <p>また、基本計画においても、社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得者の高齢者・障害者に対して自ら成年後見等を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待されています。ただし、本人が入所している施設を運営する法人による後見は、本人と利益相反のおそれがあるため認められないとの立法担当官の指摘には十分に留意する必要があります(小林昭彦ほか『新成年後見制度の解説〔新版〕』136頁(金融財政事情研究会・2018))。</p>

頁	新	旧
P11	<p>成年後見制度の解説〔新版〕』136頁（金融財政事情研究会・2018）。</p> <p>（3）社協による法人後見への取組み状況 全国社会福祉協議会が令和5年度に実施した調査によると、法人後見の受任体制がある社協は全国で719社協あり、そのうち、現に法人後見を受任している社協が624社協となっています。 新潟県内においては、令和6年5月1日時点で法人後見の受任体制がある社協は21社協あり、そのうち同時点で受任している社協が20社協となっています。</p> <p>2（略）</p>	<p>（3）社協による法人後見への取組み状況 全国社会福祉協議会が平成29年度に実施した調査によると、法人後見の受任体制がある社協は全国で473社協あり、そのうち、現に法人後見を受任している社協が408社協となっています。 新潟県内においては、令和元年5月1日時点で18社協が法人後見に取り組んでいます。</p> <p>2（略）</p>
P13	<p style="text-align: center;">法人後見の受任に向けた体制整備</p> <p>1 受任対象者 （略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>～（略） 利益相反関係がないか。（__3（3）参照）</p> </div> <p>2 実施要綱等の整備 （1）法人後見実施要綱の整備 （略） また、受任の手続き、受任後の事務内容、関係書類の保管、利益相反の防止に関する事項等を明確にし、適正に後見事務が行われるようにすることが必要です。これらを定める要綱・要領等については、法人の規程等の体系にあわせて作成・運用します。（参考資料2参照） （2）法人後見運営委員会の設置 （略） また、法人後見運営委員会の目的や内容を明らかにした「法人後見運営委員会設置要綱」を制定します。（参考資料2参照） （略） （3）・（4）（略） 3～5（略）</p>	<p style="text-align: center;">法人後見の受任に向けた体制整備</p> <p>1 受任対象者 （略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>～（略） 利益相反関係がないか。（__P18参照）</p> </div> <p>2 実施要綱等の整備 （1）法人後見実施要綱の整備 （略） また、受任の手続き、受任後の事務内容、関係書類の保管、利益相反の防止に関する事項等を明確にし、適正に後見事務が行われるようにすることが必要です。これらを定める要綱・要領等については、法人の規程等の体系にあわせて作成・運用します。（__P65参照） （2）法人後見運営委員会の設置 （略） また、法人後見運営委員会の目的や内容を明らかにした「法人後見運営委員会設置要綱」を制定します。（__P68参照） （略） （3）・（4）（略） 3～5（略）</p>
P21	<p>6 行政施策との関係 （1）成年後見制度利用支援事業について</p>	<p>6 行政施策との関係 （1）成年後見制度利用支援事業について</p>

頁	新	旧																								
P22	<p>事業の趣旨 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>成年後見制度利用支援事業の概要 (略)</p> </div> <p>補助対象となる事業</p> <p>ア) 成年後見制度を利用する際の経費 成年後見制度を利用する際に必要な経費として大きく分けて、「申立てに関する費用」と「成年後見人等に対する報酬」があります。</p> <p>➤申立てに関する費用について(令和8年1月時点)</p> <table border="1" data-bbox="174 547 1115 1058"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>費用</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>郵便切手</td> <td>3,420円 (保佐・補助の場合は4,600円)</td> <td>500円 3枚(保佐・補助は5枚) 110円 11枚(保佐・補助は13枚) 100円 5枚 50円 1枚 10円 16枚(保佐・補助は12枚) (後見で本人の預貯金等が1,000万円以上は500円2枚、110円2枚、10円8枚追加)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ) 成年後見人等に対する報酬について 成年後見人等は1年に1回程度、家庭裁判所に報酬付与審判の申立てを行い、同裁判所がその報酬額を決定します。報酬額は家庭裁判所の裁量によりますが、新潟家庭裁判所が報酬額の目安を公表していますので参考にしてください。(P24参照)</p> <p>(略)</p>	項目	費用	備考	(略)			郵便切手	3,420円 (保佐・補助の場合は4,600円)	500円 3枚(保佐・補助は5枚) 110円 11枚(保佐・補助は13枚) 100円 5枚 50円 1枚 10円 16枚(保佐・補助は12枚) (後見で本人の預貯金等が1,000万円以上は500円2枚、110円2枚、10円8枚追加)	(略)			<p>事業の趣旨 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【資料5】成年後見制度利用支援事業の概要 (略)</p> </div> <p>補助対象となる事業</p> <p>ア) 成年後見制度を利用する際の経費 成年後見制度を利用する際に必要な経費として大きく分けて、「申立てに関する費用」と「成年後見人等に対する報酬」があります。</p> <p>➤申立てに関する費用について(令和2年2月時点)</p> <table border="1" data-bbox="1171 547 2112 1058"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>費用</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>郵便切手</td> <td>3,040円 (保佐・補助の場合は4,040円)</td> <td>500円 3枚(保佐・補助は5枚) 100円 4枚 84円 10枚 20円 8枚 10円 10枚 5円 4枚 1円 20枚 (後見で本人の預貯金等が1,200万円以上は500円2枚追加)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ) 成年後見人等に対する報酬について <u>親族以外の第三者が成年後見人等に就任した場合</u>、成年後見人等は1年に1回程度、家庭裁判所に報酬付与審判の申立てを行い、同裁判所がその報酬額を決定します。報酬額は家庭裁判所の裁量によりますが、新潟家庭裁判所が報酬額の目安を公表していますので参考にしてください。(P25参照)</p> <p>(略)</p>	項目	費用	備考	(略)			郵便切手	3,040円 (保佐・補助の場合は4,040円)	500円 3枚(保佐・補助は5枚) 100円 4枚 84円 10枚 20円 8枚 10円 10枚 5円 4枚 1円 20枚 (後見で本人の預貯金等が1,200万円以上は500円2枚追加)	(略)		
項目	費用	備考																								
(略)																										
郵便切手	3,420円 (保佐・補助の場合は4,600円)	500円 3枚(保佐・補助は5枚) 110円 11枚(保佐・補助は13枚) 100円 5枚 50円 1枚 10円 16枚(保佐・補助は12枚) (後見で本人の預貯金等が1,000万円以上は500円2枚、110円2枚、10円8枚追加)																								
(略)																										
項目	費用	備考																								
(略)																										
郵便切手	3,040円 (保佐・補助の場合は4,040円)	500円 3枚(保佐・補助は5枚) 100円 4枚 84円 10枚 20円 8枚 10円 10枚 5円 4枚 1円 20枚 (後見で本人の預貯金等が1,200万円以上は500円2枚追加)																								
(略)																										
P25	<p>(2) 市町村長申立てについて 市町村長は、認知症高齢者(65歳以上)又は知的障害者、精神障害者について、「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、家庭裁判所に對</p>	<p>(2) 市町村長申立てについて 市町村長は、認知症高齢者(65歳以上)又は知的障害者、精神障害者について、「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、家庭裁判所に對</p>																								

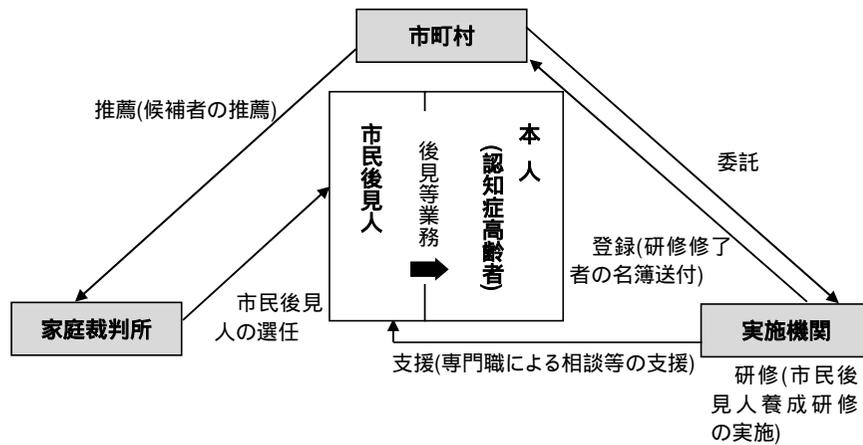
頁	新	旧
P26	<p>して後見開始等の審判の申立てを行うことができます。(資料2参照) (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【資料2】市町村長申立てにかかる法的根拠 (略)</p> </div> <p>(3) 市民後見人の育成及び活用について 成年後見人等の多様な担い手を確保・養成するため、厚生労働省は老人福祉法等各関係法を改正し、市町村において市民後見人の育成及び活用を図ることで成年後見人を確保することになりました。社協等は、市町村から市民後見人養成研修を行う機関(以下、「実施機関」とする)の委託を受けて市民後見人の養成を行い、市民後見人が後見人等として就任した後は、家庭裁判所を含めた司法関係者などの専門家と協力しながら支援を行うことが望まれます。(資料3参照) (略)</p> <p>なお、平成27年度より、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条に基づく県計画に定める事業のうち、市町村が実施する市民後見推進事業に要する経費については、権利擁護人材育成事業(県事業名：市民後見推進事業)として、市町村に対して補助を行っています。(資料4参照)</p> <p>また、国は平成25年度より、市民後見人の活用を含めた法人後見活動を支援することを目的に障害者総合支援法に基づき市町村が地域生活支援事業として実施する「成年後見制度法人後見支援事業」についても市町村の必須事業としました。(資料5参照)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【資料3】市民後見人の育成及び活用 今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。</p> <p>1 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)における認知症の人の数(推計)</p> <p>2012(平成24)年：約462万人(65歳以上高齢者の約7人に1人)</p> <p>2025(平成37)年：約700万人前後(65歳以上高齢者の約5人に1人)</p> </div>	<p>して後見開始等の審判の申立てを行うことができます。(資料7) (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【資料7】市町村長申立てにかかる法的根拠 (略)</p> </div> <p>(3) 市民後見人の育成及び活用について 成年後見人等の担い手不足に対応するため、厚生労働省は老人福祉法等各関係法を改正し、市町村において市民後見人の育成及び活用を図ることで成年後見人を確保することになりました。社協等は、市町村から市民後見人養成研修を行う機関(以下、「実施機関」とする)の委託を受けて市民後見人の養成を行い、市民後見人が後見人等として就任した後は、家庭裁判所を含めた司法関係者などの専門家と協力しながら支援を行うことが望まれます。(資料8及び資料9参照) (略)</p> <p>なお、平成27年度より、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条に基づく県計画に定める事業のうち、市町村が実施する市民後見推進事業に要する経費については、権利擁護人材育成事業(県事業名：市民後見推進事業)として、市町村に対して補助を行っています。(資料10参照)</p> <p>また、国は平成25年度より、市民後見人の活用を含めた法人後見活動を支援することを目的に障害者総合支援法に基づき市町村が地域生活支援事業として実施する「成年後見制度法人後見支援事業」についても市町村の必須事業としました。(資料11参照)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【資料8】市民後見人の育成及び活用 今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって高齢者の権利擁護を推進する。</p> <p>1 「認知症高齢者の日常生活自立度 以上」の高齢者の推計 280万人(平成22年) 470万人(平成37年)</p> </div>

2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向(平成 26 年 34,373 件)

そのうち市町村長申立の件数

2,471 件(平成 21 年) 4,543 件(平成 24 年) 5,993 件(平成 27 年)

(市民後見人を活用した取組例のイメージ)



実施機関が 登録、 推薦を行うこともありうる。

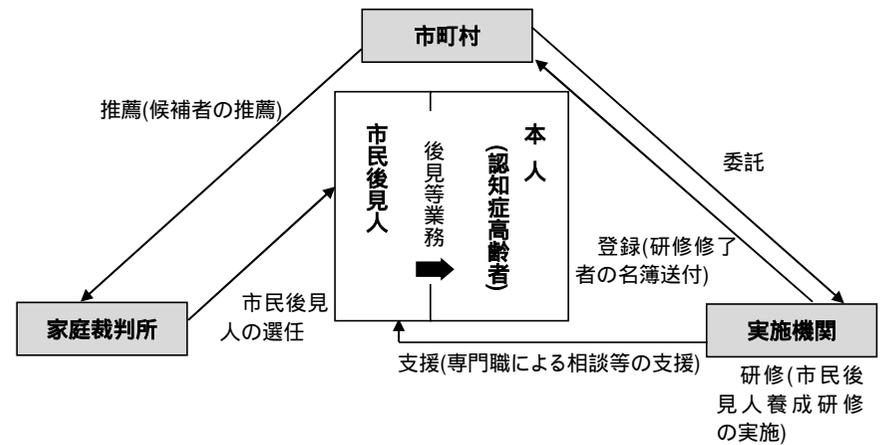
出典：厚生労働省ホームページ「市民後見関連情報」

2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向
35,737 件(平成 29 年) 36,549 件(平成 30 年) 35,959 件(平成 31 年・令和元年)

そのうち市町村長申立の件数

7,037 件(平成 29 年) 7,706 件(平成 30 年) 7,837 件(平成 31 年・令和元年)

(市民後見人を活用した取組例のイメージ)



出典：厚生労働省ホームページ「市民後見関連情報」

P27

改定 市民後見人※ 養成のための基本カリキュラム

※ここでいう「市民後見人」には、「市民」の立場で地域の権利擁護に関わるさまざまな人たち（法人後見の支援員や、日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護サポーター・意思決定サポーター等）が含まれます。必ずしも家庭裁判所からの選任を要件とはしていません。

合計 50 単位 = 39 単位（講義・実務・演習） + 11 単位（体験学習+レポート作成）
補講を行う場合 52 単位 ※1 単位=60 分

基礎研修 25 単位/1500 分

◆市民後見概論 1.5 単位/90 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
1	市民後見概論	市民後見概論 <small>※市町村責任、成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業含む</small>	1.5 単位	90 分

◆意思決定支援 3 単位/180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
2	意思決定支援	意思決定支援	3 単位	180 分

◆対象者理解 5 単位/300 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
3	対象者理解	高齢者の理解	1 単位	60 分
4		認知症の理解	1.5 単位	90 分
5		障害者の理解	2.5 単位	150 分

◆成年後見制度の基礎 3.5 単位/210 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
6	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	1.5 単位	90 分
7		成年後見制度各論 I 法定後見制度	1 単位	60 分
8		成年後見制度各論 II 任意後見制度	0.5 単位	30 分
9		権利擁護支援と市町村責任	0.5 単位	30 分

◆民法の基礎 2 単位/120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
10	民法の基礎	家族法	1 単位	60 分
11		財産法	1 単位	60 分

◆関係制度・法律(当該市町村・地域の取組現状) (I) 5 単位/300 分 (II) 3 単位/180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
12	関係制度・法律 (I) (当該市町村・地域の取組現状)	介護保険制度	1.5 単位	90 分
13		高齢者施策/高齢者虐待防止法	1 単位	60 分
14		障害者施策/障害者虐待防止法	1.5 単位	90 分
15		障害者権利条約・障害者差別解消法	1 単位	60 分
16		生活保護制度・生活困窮者自立支援制度	1 単位	60 分
17	関係制度・法律 (II)	公的医療保険制度	0.5 単位	30 分
18		年金保険制度	0.5 単位	30 分
19		税務申告制度	0.5 単位	30 分
20		消費者保護	0.5 単位	30 分

※都道府県など広域で研修実施の場合、市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること

市民後見人養成のための基本カリキュラム

合計 50 単位 = 39 単位（講義・実務・演習） + 11 単位（体験学習+レポート作成）
補講を行う場合 52 単位 ※1 単位=60 分

基礎研修 21 単位/1260 分

◆市民後見概論 3 単位/180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
1	市民後見概論	市民後見概論	3 単位	180 分

◆対象者理解 4.5 単位/270 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
2	対象者理解	高齢者・認知症の理解	2.5 単位	150 分
3		障害者の理解	2 単位	120 分

◆成年後見制度の基礎 4 単位/240 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間	
4	成年後見制度の基礎 ※どこかで消費者保護	成年後見制度概論	1.5 単位	90 分	
5		成年後見制度各論 I 法定後見制度	1 単位	60 分	
6		成年後見制度各論 II 任意後見制度	0.5 単位	30 分	
7		成年後見制度と市町村責任	0.5 単位	30 分	
8		地域福祉・権利擁護の理念 /日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業		0.5 単位	30 分

◆民法の基礎 2 単位/120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
9	民法の基礎	家族法	1 単位	60 分
10		財産法	1 単位	60 分

◆関係制度・法律(当該市町村・地域の取組現状) 5.5 単位/330 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間	
11	関係制度・法律 当該市町村・地域の取組現状	介護保険制度	1.5 単位	90 分	
12		高齢者施策/高齢者虐待防止法	1 単位	60 分	
13		障害者施策/障害者虐待防止法	1 単位	60 分	
14		※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度	1.5 単位	90 分
			税務申告制度 等	0.5 単位	30 分

◆市民後見活動の実践 2 単位/120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
16	市民後見活動の実践	後見実施機関の実務と市民後見活動 に対するサポート体制	1 単位	60 分
17		現役市民後見人による実践報告	1 単位	60 分

P28

◆市民後見活動の実際 2単位/120分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
21	市民後見活動の実際	中核機関等の実務と市民後見活動に対するサポート体制	1単位	60分
22		現役市民後見人による実践報告	1単位	60分

実践研修 14単位/840分 +11単位(体験実習・レポート作成)

◆対人援助の基礎 2.5単位/150分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
23	対人援助の基礎	対人援助の基礎 ※権利擁護の理念を含む	2.5単位	150分

◆体験実習(フィールドワーク) 8単位/1日半+30分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
24	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5単位	30分
25	体験実習②	市民後見人の活動体験	2.5単位	約半日
26	体験実習③	施設実習	5単位	約1日

◆家庭裁判所の役割 1.5単位/90分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
27	家庭裁判所の役割	家庭裁判所の実際	1.5単位	90分

◆成年後見の実務 5単位/300分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
28	成年後見の実務	成年後見の実務	5単位	300分

◆課題演習(グループワーク) 5単位/300分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
29	課題演習	事例報告と検討	5単位	300分

◆レポート作成 3単位

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
30	レポート作成①	志望動機書(エントリーシート)	-	-
31	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2単位	-
32	レポート作成③	市民後見人像(どんな市民後見になりたいか)	1単位	-

補講※ 2単位/120分

※都道府県など広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」の補講を適宜行うイメージ

◆当該市町村・地域の現状 2単位/120分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
33	当該市町村・地域の現状	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5単位	30分
34	(2単位/120分)	障害者施策への取組状況	0.5単位	30分
35		地域福祉への取組状況	0.5単位	30分
36		社会資源	0.5単位	30分

実践研修 29(31補講)単位/1080(1200補講)分+α(体験実習・レポート作成)

◆対人援助の基礎 2単位/120分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
18	対人援助の基礎	対人援助の基礎	2単位	120分

◆体験実習(フィールドワーク) 8単位/1日半+30分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
19	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5単位	30分
20	体験実習②	後見人の後見業務同行	2.5単位	約半日
21	体験実習③	施設実習	5単位	約1日

◆家庭裁判所の役割(いずれか選択) 1.5単位/90分 or 約半日

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
22	家庭裁判所の役割①	家庭裁判所の実際	1.5単位	90分
23	家庭裁判所の役割②	家庭裁判所見学	1.5単位	約半日

◆成年後見の実務 9.5単位/570分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
24	成年後見の実務①	申立手続書類の作成	2単位	120分
25	成年後見の実務②	財産目録の作成	1.5単位	90分
26	成年後見の実務③	後見計画・収支予定の作成	1.5単位	90分
27	成年後見の実務④	報告書の作成	1.5単位	90分
28	成年後見の実務⑤	後見付与申立の実務	1.5単位	90分
29	成年後見の実務⑥	後見事務終了時の手続き/死後事務	1.5単位	90分

◆課題演習(グループワーク) 5単位/300分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
30	課題演習	事例報告と検討	5単位	300分

◆レポート作成 3単位

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
31	レポート作成①	志望動機書(エントリーシート)	-	-
32	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2単位	-
33	レポート作成③	市民後見人像	1単位	-

◆補講 当該市町村・地域の現状 2単位/120分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
34	当該市町村・地域の現状	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5単位	30分
35		障害者施策への取組状況	0.5単位	30分
36	※市町村による研修実施の場合、関係・制度法律に含め省略	地域福祉への取組状況	0.5単位	30分
37	※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講	社会資源	0.5単位	30分

頁	新	旧
P29	<p>【資料4】権利擁護人材育成事業（県事業名：市民後見推進事業）の主な内容 （略）</p>	<p>【資料10】権利擁護人材育成事業（県事業名：市民後見推進事業）の主な内容 （略）</p>
P30	<p>【資料5】障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業実施要綱」の「成年後見制度法人後見支援事業実施要領」を抜粋 （略）</p> <p>4．留意事項</p> <p>(1) 事業の実施に当たっては、地域の実情に応じて、複数の市町村等が連携し広域的に研修を実施するなど、最も効果的な方法により実施すること。</p> <p>(2) 実施主体は、社会福祉協議会やNPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。</p> <p>(3)(略)</p>	<p>【資料11】障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業実施要綱」の「成年後見制度法人後見支援事業実施要領」を抜粋 （略）</p> <p>4．留意事項</p> <p>(1) 事業の実施に当たっては、地域の実情に応じて、複数の市町村が連携し広域的に研修を実施するなど、最も効果的な方法により実施すること。</p> <p>(2) 実施主体である市町村は、社会福祉協議会やNPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。</p> <p>(3)(略)</p>
P31	<p style="text-align: center;">法人後見業務の実務</p> <p>1 成年後見人等の職務</p> <p>(1) 成年後見人等の主な職務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 略 	<p style="text-align: center;">法人後見業務の実務</p> <p>1 成年後見人等の職務</p> <p>(1) 成年後見人等の主な職務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 略
P32	<p>家庭裁判所への報告</p> <p>成年後見人等に選任されたら、まず、家庭裁判所が指定する期間内（1か月以内）に、成年被後見人等の資産や収入等の調査を行った上、「<u>後見等事務報告書</u>」、「<u>財産目録</u>」、「<u>収支予定表</u>」及び「<u>相続財産目録</u>」（<u>遺産分割未了の相続財産がある場合のみ</u>）を作成（その内容を証明する資料（預金通帳の写しなど）も添付）し、家庭裁判所に報告します。なお、期間内に調査を終えることが難しい場合には、家庭裁判所に<u>財産目録作成期間の伸長の申立</u>を行うことで、報告期限を延長することが可能です。</p> <p>（略）</p>	<p>家庭裁判所への報告</p> <p>成年後見人等に選任されたら、まず、家庭裁判所が指定する期間内（1か月以内）に、成年被後見人等の資産や収入等の調査を行った上、「<u>財産目録</u>」及び「<u>収支予定表</u>」及び「<u>相続財産目録</u>」（<u>遺産分割未了の相続財産がある場合のみ</u>）を作成（その内容を証明する資料（預金通帳の写しなど）も添付）し、家庭裁判所に報告します。なお、期間内に調査を終えることが難しい場合には、家庭裁判所に「<u>財産目録調製期間の伸長の申立</u>」を行うことで、報告期限を延長することが可能です。</p> <p>（略）</p>

頁	新	旧
P33	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 本人の死後の事務について 成年被後見人等の死亡により、成年後見人等の職務は終了となります。したがって、死亡届の提出を除き、成年後見人等として、死後事務(葬儀など)を行うことはできませんでしたが(ただし、相続人又は相続財産清算人に相続財産を引き継ぐまでの間に、緊急に行う必要がある行為については、民法上の「事務管理」行為として、元成年後見人等が最低限の事務を行う可能性は認められていました。)</p> <p>(略)</p> <p>こうした実情を受けて、平成28年10月13日に「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が施行され、成年後見人は相続人が相続財産を管理できるまでの間、相続財産の管理及び火葬・埋葬に関する契約の締結等といった一定の範囲内の事務を行うことができるとされ、それを行うための要件が明確になりました。(3(12)参照)</p> <p>なお、相続人が存在しない場合又は法定相続人が全て相続放棄を行った場合、本人の財産や負債を処理する必要がある際には、元成年後見人等、債権者等の利害関係人等から、家庭裁判所に対し、相続財産清算人の選任の申立てを行う必要があります。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 本人の死後の事務について 成年被後見人等の死亡により、成年後見人等の職務は終了となります。したがって、死亡届の提出を除き、成年後見人等として、死後事務(葬儀など)を行うことや「<u>相続財産管理人</u>」になることはできませんでしたが(ただし、相続人又は相続財産管理人に相続財産を引き継ぐまでの間に、緊急に行う必要がある行為については、民法上の「事務管理」行為として、元成年後見人等が最低限の事務を行う可能性は認められていました。)</p> <p>(略)</p> <p>こうした実情を受けて、平成28年10月13日に「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が施行され、成年後見人は相続人が相続財産を管理できるまでの間、相続財産の管理及び火葬・埋葬に関する契約の締結等といった一定の範囲内の事務を行うことができるとされ、それを行うための要件が明確になりました。(P50)</p> <p>なお、相続人が存在しない場合又は法定相続人が全て相続放棄を行った場合、本人の財産や負債を処理する必要がある際には、元成年後見人等、債権者等の利害関係人等から、家庭裁判所に対し、<u>相続財産管理人</u>の選任の申立てを行う必要があります。</p>
P36	<p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 具体的な後見業務の内容 (略)</p> <p>(1) 成年後見人等受任直後の業務</p> <p>1 (略)</p> <p>2 財産の占有確保 (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 具体的な後見業務の内容 (略)</p> <p>(1) 成年後見人等受任直後の業務</p> <p>1 (略)</p> <p>2 財産の占有確保 (略)</p>
P37	<p>(法人内での事務)(参考資料4参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理物件を成年被後見人等から引き継いだ場合には、法人は「管理物件預かり書」を作成し、交付します。 これまで財産管理をしていた人から引渡しを受ける場合には、「管理物件引受書」を交付し、財産管理をしていた人からは「管理物件引渡書」を収受します。 <p>(略)</p>	<p>(法人内での事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理物件を成年被後見人等から引き継いだ場合には、法人は「管理物件預かり書」(P74参照)を作成し、交付します。 これまで財産管理をしていた人から引渡しを受ける場合には、「管理物件引受書」(P76参照)を交付し、財産管理をしていた人からは「管理物件引渡書」(P78参照)を収受します。 <p>(略)</p>

頁	新	旧
P38	<p>3 (略)</p> <p>4 郵便物の転送、送付先変更 (略)</p> <p>成年後見人による郵便物等の管理における主なポイント(民法第860条の2・3)</p> <p>・転送嘱託の審判の申立ては、後見開始の審判をした家庭裁判所に対して行います。(参考資料9参照)</p> <p>(略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 郵便物の転送、送付先変更 (略)</p> <p>成年後見人による郵便物等の管理における主なポイント(民法第860条の2・3)</p> <p>・転送嘱託の審判の申立ては、後見開始の審判をした家庭裁判所に対して行います。(P103参照)</p> <p>(略)</p>
P39	<p>5 (略)</p> <p>6 後見等事務報告書(初回報告)の作成</p> <p>成年後見人等は、選任されてから1か月以内に、初回報告として以下の書類(参考資料5参照)を作成し、家庭裁判所へ提出する必要があります。また、その後も適時(通常は1年に1回程度)業務報告を行う必要があります(4(3)1参照)。</p> <p>後見等事務報告書(初回報告)</p> <p>・後見等開始後の本人の心身や生活状況、後見等事務の方針及び本人や支援者との面談等の状況等について記載します。</p> <p>・成年後見人等は、本人の意思決定支援や身上保護について配慮する義務があり、その履行内容についても報告する必要があります。</p> <p>収支予定表</p> <p>・成年被後見人等の生活の見通しを立てるとともに、身上保護及び財産管理のために必要な支出額の予定(計画)を立てます。</p> <p>・支出額を予定するには、通帳等の出金状況などにより、これまでの支出状況を確認し、それらの支出が今後も必要か、新たに必要になるものはないか等の点から検討します。</p> <p>・成年被後見人等に年金収入等があり、生活費がまかなえる場合には問題ありませんが、どうしても不足する場合には、成年被後見人等の財産を取り崩しながら支援を行うことが必要になります。そのうちに、財産がなくなることが予想されるので、その時に備え、あらかじめ生活保護の受給等を検討しておく必要があります。</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 財産目録(初回報告用)の作成</p> <p>成年後見人等は、成年被後見人等の財産を調査し、「財産目録(初回報告用)」(P80参照)を作成しなければなりません。財産目録は成年後見人等に選任されてから1か月以内に作成します。</p>
P40	<p>財産目録</p> <p>・財産の種類、数量、価格、所在、正負、収益の有無とその程度、消極財</p>	<p>・財産の種類、数量、価格、所在、正負、収益の有無とその程度、共有財</p>

頁	新	旧
P41	<p>産の場合、その債務残高・債権者名等を明らかにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1か月以内に財産目録を作成することが難しい場合には、家庭裁判所に財産目録作成期間の伸長の申立てを行います。 <p><u>相続財産目録</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>成年被後見人等が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合のみ、提出する必要があります。</u> <p>(2) 日常生活支援に関する事務</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 税金その他の経費の支払い (略)</p> <p>(法人内での事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年被後見人等に関する出納事務を適切に行います。(<u>4(2)</u> 参照) (略) ・ 支払い業務が終わった後、法人後見支援員は「現金出納帳」(<u>参考資料6</u> 参照) に記録します。記録した現金出納帳は、法人後見専門員が 	<p><u>産については共有者の氏名、消極財産の場合、その債務残高・債権者名及び弁済期限等を明らかにします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>未整理の相続財産がある場合は、その推定相続額を記載します。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1か月以内に財産目録を作成することが難しい場合には、家庭裁判所に財産目録作成期間の伸長の申立てを行います。 <p>7 年間収支予定表の作成</p> <p><u>成年被後見人等の現状を把握し、成年被後見人等の生活の見通しを立てるとともに、身上保護及び財産管理のために必要な支出額の予定(計画)を立てます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>支出額を予定するには、通帳等の出金状況などにより、これまでの支出状況を確認し、それらの支出が今後も必要か、新たに必要になるものはないか等の点から検討します。</u> ・ <u>具体的には、「収支予定表」(P82 参照) を作成します。(財産目録同様に成年被後見人等に選任されてから1か月以内に作成します。)</u> ・ <u>成年被後見人等に年金収入等があり、生活費がまかなえる場合には問題ありませんが、どうしても不足する場合には、成年被後見人等の財産を取り崩しながら支援を行うことが必要になります。そのうちに、財産がなくなることが予想されるので、その時に備え、あらかじめ生活保護の受給等を検討しておく必要があります。</u> <p>(2) 日常生活支援に関する事務</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 税金その他の経費の支払い (略)</p> <p>(法人内での事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年被後見人等に関する出納事務を適切に行います。(<u>P58</u> 参照) (略) ・ 支払い業務が終わった後、法人後見支援員は「現金出納帳」(<u>P91</u> 参照) に記録します。記録した現金出納帳は、法人後見専門員が証拠

頁	新	旧
P42	<p>証拠書類と突合して確認します。(法人後見専門員が支払いを行った場合には、記録した現金出納帳は、法人後見専門員以外の職員が確認します。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金銭授受簿(参考資料6参照) 領収証等証拠証票は一つの綴りで、現金出納帳は別に整理して綴じておきます。 (略) <p>4・5 (略)</p> <p>(3) 居住用不動産の処分</p> <p>1 居住用不動産の処分について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人等の居住用不動産を処分する場合には、家庭裁判所の許可が必要となります(参考資料7参照)。その際、成年被後見人等の戸籍謄本、対象となる土地の登記簿謄本等関係書類の提出が求められる場合もあるので、事前に家庭裁判所の窓口を確認する必要があります。 (略) <p>2 (略)</p> <p>3 住居の賃貸借契約の締結・解約</p> <p>住居の賃貸借契約・解約を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居を変えることが、成年被後見人等にとって本人の心情面も含めて適切かどうかを考えた上で契約します。 (略) <p>4~7 (略)</p>	<p>書類と突合して確認します。(法人後見専門員が支払いを行った場合には、記録した現金出納帳は、法人後見専門員以外の職員が確認します。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金銭管理授受簿(P92参照) 領収証等証拠証票は一つの綴りで、現金出納帳は別に整理して綴じておきます。 (略) <p>4・5 (略)</p> <p>(3) 居住用不動産の処分</p> <p>1 居住用不動産の処分について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人等の居住用不動産を処分する場合には、家庭裁判所の許可が必要となります(P94参照)。その際、成年被後見人等の戸籍謄本、対象となる土地の登記簿謄本等関係書類の提出が求められる場合もあるので、事前に家庭裁判所の窓口を確認する必要があります。 (略) <p>2 (略)</p> <p>3 住居の賃貸借契約の締結・解約</p> <p>住居の賃貸借契約・解約を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居を変えることが、成年被後見人等にとって本人の心情面も含めて適切かどうかを考えた上で契約する。 (略) <p>4~7 (略)</p>
P44	<p>(6) 医療に関する事務</p> <p>1~5 (略)</p>	<p>(6) 医療に関する事務</p> <p>1~5 (略)</p>
P45	<p>6 医療保護入院への同意</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、本人の医療及び保護のために入院が必要な場合、<u>また、当該医療保護入院の期間の更新が必要な場合に、</u>家族等のうち、いずれかの者の同意が必要となります。(同法第33条) (略) <p>(7)~(10) (略)</p>	<p>6 医療保護入院への同意</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、本人の医療及び保護のために入院が必要な場合、<u>家族等のうち、いずれかの者の同意が必要となります。</u> (同法第33条) (略) <p>(7)~(10) (略)</p>

頁	新	旧
P49	<p>(1 1) 成年後見人等の任務終了について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 成年被後見人等の判断能力が回復し、審判が取り消された場合 (略)</p> <p>(法人内での事務)</p> <p>・成年後見人等として保管していた物品について、本人へ返却する際、「財産受領書」(参考資料 12 参照) を徴しておきます。</p> <p>3 成年後見人等の辞任 (略)</p> <p>・成年後見人等を辞任する場合には、できる限り速やかに次の成年後見人等を選ばなくてはなりません。成年被後見人等の権利保護に支障を来たさないように、辞任の申立てと同時に、後任の成年後見人等選任の申立て(参考資料 13 参照) を行う必要があります。</p>	<p>(1 1) 成年後見人等の任務終了について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 成年被後見人等の判断能力が回復し、審判が取り消された場合 (略)</p> <p>(法人内での事務)</p> <p>・成年後見人等として保管していた物品について、本人へ返却する際、「財産受領書」(P129 参照) を徴しておく。</p> <p>3 成年後見人等の辞任 (略)</p> <p>・成年後見人等を辞任する場合には、できる限り速やかに次の成年後見人等を選ばなくてはなりません。成年被後見人等の権利保護に支障を来たさないように、辞任の申立てと同時に、後任の成年後見人等選任の申立てを行う必要があります。</p>
P50	<p>(1 2) 成年被後見人等の死後に関する事務</p> <p>1 死後事務について (略)</p> <p>成年後見人が上記 (1) ~ (3) の死後事務を行うための要件 ~ (略)</p> <p>また、上記 (3) の死後事務を行う場合には、 ~ に加えて 家庭裁判所の許可も必要となります。(参考資料 13 参照)</p> <p>(略)</p> <p>2 死亡に関する連絡・報告 (略)</p> <p>・監督機関である家庭裁判所に成年被後見人等が死亡したことを報告します。</p> <p>(略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(1 2) 成年被後見人等の死後に関する事務</p> <p>1 死後事務について (略)</p> <p>成年後見人が上記 (1) ~ (3) の死後事務を行うための要件 ~ (略)</p> <p>また、上記 (3) の死後事務を行う場合には、 ~ に加えて 家庭裁判所の許可も必要となります。(P131 参照)</p> <p>(略)</p> <p>2 死亡に関する連絡・報告 (略)</p> <p>・監督機関である家庭裁判所に成年被後見人等死亡による後見終了の報告を行います。</p> <p>(略)</p> <p>3・4 (略)</p>
P51	<p>5 家庭裁判所への報告 (略)</p> <p>・後見の計算終了後、速やかに家庭裁判所に「事務終了報告書」(参考資料 13 参照) 及び死亡した旨が記載された戸籍謄本又は死亡診断書のコピー</p>	<p>5 家庭裁判所への報告 (略)</p> <p>・後見の計算終了後、速やかに家庭裁判所に「事務終了報告書」(P130 参照) 及び死亡した旨が記載された戸籍謄本又は死亡診断書のコピーを</p>

頁	新	旧
P52	<p>を提出します。</p> <p>6 生前に確定した債務等の清算 (略) ・光熱水費等の自動引き落としとなっているものや年金など自動振り込みとなっているものについても停止します。</p> <p>(略)</p> <p>7 管理財産の引渡し (略) ・相続人が不明、不存在の場合は家庭裁判所に相続財産清算人の選任を申し立て、選任された相続財産清算人に財産の引き渡し等を行います。</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(法人内での事務) ・成年後見人等として保管していた物品について、相続人等へ引き渡す際、「財産受領書」(参考資料12参照)を徴しておきます。</p> </div>	<p>提出します。</p> <p>6 生前に確定した債務等の清算 (略) ・金融機関へ連絡し、口座取引を停止します。(光熱水費等の自動引き落としとなっているものや年金など自動振り込みとなっているものについても停止します。)</p> <p>(略)</p> <p>7 管理財産の引渡し (略) ・相続人が不明、不存在の場合は家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立て、選任された相続財産管理人に財産の引き渡し等を行います。</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(法人内での事務) ・成年後見人等として保管していた物品について、相続人等へ引き渡す際、「財産受領書」を徴しておく。</p> </div>
P53	<p>4 家庭裁判所への報告及び申請 (1)・(2) (略) (3) 家庭裁判所への報告について</p> <p>1 家庭裁判所への業務報告 成年後見人等は適時(通常は1年に1回程度)、家庭裁判所へ業務報告を行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>提出書類 (参考資料5参照) 後見等事務報告書(成年被後見人等の様子、意思決定支援や身上保護に係る実施内容、今後の後見業務の見直し及び気づき等を記した書類) 財産目録・・・通帳の写し、証拠証票等を参考資料として添付する。 前回報告から預貯金、現金及び有価証券等以外の財産の内容に変化がない場合、別紙記載不要</p> <p>__その他(後見業務に関して特記すべき事項があれば、関連書類を添付)</p> </div>	<p>4 家庭裁判所への報告及び申請 (1)・(2) (略) (3) 家庭裁判所への報告について</p> <p>1 家庭裁判所への業務報告 成年後見人等は適時(通常は1年に1回程度)、家庭裁判所へ業務報告を行います。家庭裁判所から求められる場合もありますが、求められなくても定期的に報告を行うことが望ましいです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>書類提出の例 後見事務報告書(成年被後見人等の様子や、今後の後見業務の見直し、気づき等を記した書類)・・・家庭裁判所から所定の用紙が送られてきます。 財産目録(監督報告用)・・・通帳の写し、証拠証票等を参考資料として添付する。 収支状況報告書(監督報告用)・・・入院費等の領収書、不定期の大きな入金・支出に関する資料を添付する。</p> <p>__その他(後見業務に関して特記すべき事項があれば、関連書類を添付)</p> </div>

頁	新	旧
	<p data-bbox="203 169 456 201">2 後見報酬の申立</p> <p data-bbox="226 209 1144 280">家庭裁判所に対して、後見報酬付与の審判の申立を行います。(参考資料10参照)</p> <p data-bbox="226 288 304 320">(略)</p> <p data-bbox="181 328 360 360">(4) (略)</p> <p data-bbox="651 448 719 480">(略)</p>	<p data-bbox="1200 169 1453 201">2 後見報酬の申立</p> <p data-bbox="1223 209 2141 280">家庭裁判所に対して、後見報酬付与の審判の申立を行います。(P123参照)</p> <p data-bbox="1223 288 1301 320">(略)</p> <p data-bbox="1178 328 1357 360">(4) (略)</p> <p data-bbox="1648 448 1715 480">(略)</p>

【資料編】

- ・ 後見等事務報告書、収支予定表、財産目録、相続財産目録、収支状況報告書(参考資料5)及び報酬付与申立事情説明書(参考資料10):最高裁判所統一書式に更新(令和7年4月適用)
- ・ 居住用不動産処分許可申立書(参考様式7)、特別代理人(臨時保佐人・臨時補助人)選任申立書(参考資料8)、成年被後見人に宛てた郵便物等の回送囑託申立書、成年被後見人に宛てた郵便物等の回送囑託の取消し・変更申立書(参考様式9)、成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可申立書、事務終了報告書(参考様式13):現行様式に更新
- ・ 成年後見人等辞任許可(及び選任)審判申立書(参考様式13):様式追加
- ・ 家庭裁判所に提出する書類のコピーの取り方(参考資料5):現行案内に更新
- ・ 成年後見制度における診断書作成の手引 本人情報シート作成の手引(参考資料15):最高裁判所事務総局家庭局による一部記述の修正(令和4年10月改正)